

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-農業分野の基準について-」の一部改正について

令和5年8月31日

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-農業分野の基準について-」について、今般、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表します。

記

赤字が修正部分

通し番号	該当ページ(改正後)	改正箇所	現行	改正
1	P.3	第1 特定技能外国人が従事する業務 【関係規定】 法別表第1の2「特定技能」の下欄に掲げる活動	(追加)	二 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約に基づいて行う特定産業分野であつて法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める熟練した技能を要する業務に従事する活動
2	P.3	第1 特定技能外国人が従事する業務 【関係規定】 分野別運用方針(抜粋)	5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 (1) 1号特定技能外国人が従事する業務 1号特定技能外国人が従事する業務区分は、上記3(1)に定める試験区分に対応し、それぞれ以下のとおりとする。 ア 試験区分3(1)ア関係 耕種農業全般(栽培管理、農産物の集出荷・	5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 (1) 特定技能外国人が従事する業務 特定技能外国人が従事する業務区分は、上記3(1)ア及び(2)アに定める試験区分に対応し、それぞれ以下のとおりとする。 ア 試験区分(3(1)ア関係)(1号特定技能外国人)

			選別等) イ 試験区分3(1)イ関係 畜産農業全般(飼養管理、畜産物の集出荷・選別等)	(ア) 耕種農業全般(栽培管理、農産物の集出荷・選別等) (イ) 畜産農業全般(飼養管理、畜産物の集出荷・選別等) イ 試験区分(3(2)ア関係)(2号特定技能外国人) (ア) 耕種農業全般(栽培管理、農産物の集出荷・選別等)及び当該業務に関する管理業務 (イ) 畜産農業全般(飼養管理、畜産物の集出荷・選別等)及び当該業務に関する管理業務
3	P.4	第1 特定技能外国人が従事する業務 【関係規定】 分野別運用要領(抜粋)	第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 1. 1号特定技能外国人が従事する業務 農業分野において受け入れる1号特定技能外国人が従事する業務は、運用方針3(1)に定める試験区分及び運用方針5(1)に定める業務区分に従い、上記第1の試験合格又は下記2の技能実習2号移行対象職種・作業修了により確認された技能を要する業務(栽培管理、飼養管理、農畜産物の集出荷・選別等の農作業)をいう。あわせて、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務(例：農畜産物の製造・加工、運搬、販売の作業、冬場の除雪作業等)に付随的に従事することは差し支えない。	第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 1. 特定技能外国人が従事する業務 農業分野において受け入れる特定技能外国人が従事する業務は、以下のとおりとする。なお、いずれの場合も、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務(例：農畜産物の製造・加工、運搬、販売の作業、冬場の除雪作業等)に付随的に従事することは差し支えない。 (1) 1号特定技能外国人 運用方針3(1)アに定める試験区分及び運用方針5(1)アに定める業務区分に従い、上記第1の1(1)の試験合格又は下記2(1)の技能実習2号移行対象職種・作業修了により確認された技能を要する業務(栽培管理、飼養管理、農畜産物の集出荷・選別等の農作業)をいう。 (2) 2号特定技能外国人 運用方針3(2)アに定める試験区分及び運用

				方針5(1)イに定める業務区分に従い、上記第1の1(2)の試験合格及び実務経験により確認された技能を要する業務をいう。
4	P.4	第1 特定技能外国人が従事する業務 【主たる業務】 ○1つ目	○ 農業分野において受け入れる1号特定技能外国人は、特定技能基準省令第1条第1項第1号に定めるとおり、相当程度の知識若しくは経験を必要とする技能を要する業務に従事することが求められるところ、本要領別表に記載された試験の合格により確認された技能を要する本要領別表に記載された業務(①耕種農業全般(栽培管理、農産物の集出荷・選別等)又は②畜産農業全般(飼養管理、畜産物の集出荷・選別等))に主として従事しなければならず、栽培管理又は飼養管理の業務が従事する業務に含まれていることが必要です。	○ 農業分野において受け入れる特定技能外国人のうち、1号特定技能外国人は相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務、2号特定技能外国人は当該分野に属する熟練した技能を要する業務に従事することが求められるところ、本要領別表に記載された試験の合格により確認された技能を要する本要領別表に記載された業務に主として従事しなければならず、栽培管理又は飼養管理の業務が従事する業務に含まれていることが必要です。
5	P.4	○2つ目	○ 農業分野においては、耕種農業全般(栽培管理、農産物の集出荷・選別等)又は畜産農業全般(飼養管理、畜産物の集出荷・選別等)に従事する者を受け入れることとしていることから、試験等で立証されたこれらの能力を用いて幅広く業務に従事する必要があります。	○ 農業分野においては、1号特定技能外国人については耕種農業全般(栽培管理、農産物の集出荷・選別等)又は畜産農業全般(飼養管理、畜産物の集出荷・選別等)に従事する者、2号特定技能外国人については耕種農業全般又は畜産農業全般及び当該業務に関する管理業務に従事する者を受け入れることとしていることから、試験等で立証されたこれらの能力を用いて幅広く業務に従事する必要があります。
6	P.6	【その他業務関係】 ○3つ目	○ 農業者(農家・農業法人)に雇用される場合だけでなく、特定技能外国人が主として従事する業務(①耕種農業全般(栽培管理、農産物の集出荷・選別等)又は②畜産農業全般(飼養管理、畜産物の集出荷・選別等))を自ら行う、又は農業者から請け負	○ 農業者(農家・農業法人)に雇用される場合だけでなく、特定技能外国人が主として従事する業務(①耕種農業全般(栽培管理、農産物の集出荷・選別等)又は②畜産農業全般(飼養管理、畜産物の集出荷・選別等))を自ら行う、又は農業者から請け負

			<p>って行う、農業者等を構成員とする団体（JA等）に雇用されて業務に従事することもできます。</p>	<p>って行う、農業者等を構成員とする団体（JA、酪農ヘルパー利用組合、コントラクター組織等）に雇用されて業務に従事することもできます。</p>
7	P.6	<p>【労働時間、休憩及び休日への配慮】</p>	<p>○ 特定技能雇用契約は、特定技能基準省令第1条第1項に定めるとおり、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の労働に関する法令の規定に適合している必要があります。農業については、日本人が従事する場合と同様に、労働時間、休憩及び休日に関する労働基準法の規定は適用除外となりますが、特定技能外国人が、健康で文化的な生活を営み、職場での能率を長期間にわたって維持していくため、特定技能外国人の意向も踏まえつつ、労働基準法に基づく基準も参考にしながら、過重な長時間労働とならないよう、適切に労働時間を管理するとともに、適切に休憩及び休日を設定しなければなりません。</p>	<p>○ 特定技能雇用契約は、特定技能基準省令第1条第1項に定めるとおり、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の労働に関する法令の規定に適合している必要があります。農業については、日本人が従事する場合と同様に、労働時間、休憩及び休日に関する労働基準法の規定は適用除外となりますが、特定技能外国人が、健康で文化的な生活を営み、職場での能率を長期間にわたって維持していくため、特定技能外国人の意向も踏まえつつ、労働基準法に基づく基準も参考にしながら、過重な長時間労働とならないよう、適切に労働時間を管理するとともに、適切に休憩及び休日を設定しなければなりません。なお、労働基準法の規定の適用除外となるのは、労働時間、休憩及び休日に関する規定だけであり、深夜勤務における深夜割増賃金やその他の規定については適用除外にならないことにご留意ください。</p>
8	P.7	<p>【相談窓口】</p> <p>1 地域別</p> <p>九州農政局経営・事業支援部経営支援課</p>	<p>九州農政局経営・事業支援部経営支援課</p> <p>代表：096-211-9111</p> <p>直通：096-300-6375</p> <p>FAX：096-211-9825</p>	<p>九州農政局経営・事業支援部経営支援課</p> <p>代表：096-211-9111</p> <p>直通：096-300-6375</p> <p>FAX：096-211-9912</p>
9	P.7	<p>2 本省</p>	<p>農林水産省 経営局 就農・女性課 雇用・労働グループ</p> <p>代表：03-3502-8111（内線 5203）</p> <p>直通：03-6744-2162</p>	<p>農林水産省 経営局 就農・女性課 雇用・労働グループ</p> <p>代表：03-3502-8111（内線 5193）</p> <p>直通：03-6744-2159</p>

			FAX : 03-3593-2612	FAX : 03-3593-2612
10	P.8	第1 特定技能外国人が従事する業務 【留意事項】	○ 1号特定技能外国人が農業分野で認められた業務に従事することが確認できるよう、特定技能雇用契約は文書により締結し、職務内容を明確に定めることが必要です。	○ 特定技能外国人が農業分野で認められた業務に従事することが確認できるよう、特定技能雇用契約は文書により締結し、職務内容を明確に定めることが必要です。
11	P.9	第2 特定技能外国人が有すべき技能水準等	第2 特定技能外国人が有すべき技能水準	第2 特定技能外国人が有すべき技能水準等
12	P.9	第2 特定技能外国人が有すべき技能水準等 【関係規定】 上陸基準省令(特定技能2号)	(新設)	上陸基準省令(特定技能2号) 申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項(第2号を除く。)及び第4項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。 一 申請人が次のいずれにも該当していること。 イ～ロ (略) ハ 従事しようとする業務に必要な熟練した技能を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。 ニ (略) ニ～七 (略)
13	P.10	第2 特定技能外国人が有すべき技能水準等 【関係規定】 分野別運用方針(抜粋)	3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項 農業分野において特定技能1号の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験に合格した者又は農業分野の第2号技能実習を修了した者とする。	3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項 農業分野において特定技能の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験に合格した者(2号特定技能外国人については実務経験の要件も満たす者)とする。

			<p>(1) 技能水準（試験区分）</p> <p>ア 「農業技能測定試験（耕種農業全般）」</p> <p>イ 「農業技能測定試験（畜産農業全般）」</p> <p>(2) 日本語能力水準</p> <p>ア 「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験（N4以上）」</p> <p>イ そのほか、「日本語教育の参照枠」のA2相当以上の水準と認められるもの</p>	<p>また、特定技能1号の在留資格については、農業分野に関する第2号技能実習を修了した者は、必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとして取り扱う。</p> <p>(1) 1号特定技能外国人</p> <p>ア 技能水準（試験区分）</p> <p>(ア)「1号農業技能測定試験（耕種農業全般）」</p> <p>(イ)「1号農業技能測定試験（畜産農業全般）」</p> <p>イ 日本語能力水準</p> <p>(ア)「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験（N4以上）」</p> <p>(イ)そのほか、「日本語教育の参照枠」のA2相当以上の水準と認められるもの</p> <p>(2) 2号特定技能外国人</p> <p>技能水準（試験区分及び実務経験）</p> <p>ア 試験区分</p> <p>(ア)「2号農業技能測定試験（耕種農業全般）」</p> <p>(イ)「2号農業技能測定試験（畜産農業全般）」</p> <p>イ 実務経験</p> <p>次のいずれかを満たすことを実務経験の要件とする。</p> <p>(ア) 農業の現場において複数の従業員を指導しながら作業に従事し、工程を管理する者としての実務経験</p> <p>(イ) 農業の現場における実務経験</p>
14	P.10-11	第2 特定技能外国人が有すべき技能水準等		<p>第1 特定産業分野において認められる人材の基準に関する事項</p> <p>1. 技能水準及び評価方法等</p>

		<p>【関係規定】 分野別運用要領(抜粋)</p>	<p>第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項</p> <p>2. 技能実習2号を良好に修了した者の技能及び日本語能力の評価</p> <p>(1) 農業分野において受け入れる1号特定技能外国人が、必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとして取り扱う場合における業務内容と技能実習2号移行対象職種において修得する技能との具体的な関連性については、次のとおりとする。</p> <p>ア 運用方針5(1)アの業務区分 耕種農業に関連する第2号技能実習(耕種</p>	<p>(2)「2号農業技能測定試験」(運用方針3(2)アの試験区分)</p> <p>ア 技能水準及び評価方法(特定技能2号)(技能水準)</p> <p>(ア)「2号農業技能測定試験(耕種農業全般)」 当該試験への合格及び耕種農業の現場において複数の従業員を指導しながら作業に従事し、工程を管理する者としての2年以上の実務経験又は耕種農業の現場における3年以上の実務経験を要件とする。</p> <p>(イ)「2号農業技能測定試験(畜産農業全般)」 当該試験への合格及び畜産農業の現場において複数の従業員を指導しながら作業に従事し、工程を管理する者としての2年以上の実務経験又は畜産農業の現場における3年以上の実務経験を要件とする。</p> <p>第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項</p> <p>2. 技能実習2号を良好に修了した者の技能及び日本語能力の評価</p> <p>(1) 農業分野において受け入れる1号特定技能外国人が、必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとして取り扱う場合における業務内容と技能実習2号移行対象職種において修得する技能との具体的な関連性については、次のとおりとする。</p> <p>ア 運用方針5(1)ア(ア)の業務区分 耕種農業に関連する第2号技能実習(耕種</p>
--	--	-------------------------------	--	--

			<p>農業職種 3 作業：施設園芸、畑作・野菜又は果樹）を良好に修了した者については、当該技能実習で修得した技能が、1号特定技能外国人が従事する業務において要する技能と、作物の栽培管理、安全衛生等の点で、技能の根幹となる部分に関連性が認められることから、修得した技能が耕種農業の職種に属する作業のいずれに係るものであっても耕種農業の業務で必要とされる一定の専門性・技能を有し、即戦力となるに足る相当程度の知識又は経験を有するものと評価し、上記第1の1（1）の試験を免除する。</p> <p>イ 運用方針5（1）イの業務区分</p> <p>畜産農業に関連する第2号技能実習（畜産農業職種 3 作業：養豚、養鶏又は酪農）を良好に修了した者については、当該技能実習で修得した技能が、1号特定技能外国人が従事する業務において要する技能と、家畜の飼養管理、安全衛生等の点で、技能の根幹となる部分に関連性が認められることから、修得した技能が畜産農業の職種に属する作業のいずれに係るものであっても畜産農業の業務で必要とされる一定の専門性・技能を有し、即戦力となるに足る相当程度の知識又は経験を有するものと評価し、上記第1の1（2）の試験を免除する。</p>	<p>農業職種 3 作業：施設園芸、畑作・野菜又は果樹）を良好に修了した者については、当該技能実習で修得した技能が、1号特定技能外国人が従事する業務において要する技能と、作物の栽培管理、安全衛生等の点で、技能の根幹となる部分に関連性が認められることから、修得した技能が耕種農業の職種に属する作業のいずれに係るものであっても耕種農業の業務で必要とされる一定の専門性・技能を有し、即戦力となるに足る相当程度の知識又は経験を有するものと評価し、上記第1の1（1）ア（ア）の試験を免除する。</p> <p>イ 運用方針5（1）ア（イ）の業務区分</p> <p>畜産農業に関連する第2号技能実習（畜産農業職種 3 作業：養豚、養鶏又は酪農）を良好に修了した者については、当該技能実習で修得した技能が、1号特定技能外国人が従事する業務において要する技能と、家畜の飼養管理、安全衛生等の点で、技能の根幹となる部分に関連性が認められることから、修得した技能が畜産農業の職種に属する作業のいずれに係るものであっても畜産農業の業務で必要とされる一定の専門性・技能を有し、即戦力となるに足る相当程度の知識又は経験を有するものと評価し、上記第1の1（1）ア（イ）の試験を免除する。</p>
--	--	--	---	--

15	P.11	<p>第2 特定技能外国人が有すべき技能水準等</p> <p>○1つ目及び2つ目</p>	<p>○ 1号特定技能外国人として農業分野の業務に従事する場合には、本要領別表に記載された技能試験及び日本語試験の合格等が必要です。</p> <p>○ また、1号特定技能外国人が従事する業務区分に応じ、本要領別表に記載された職種・作業の技能実習2号を良好に修了した者については上記の試験等が免除されます。</p>	<p>○ 1号特定技能外国人として農業分野の業務に従事する場合には、本要領別表に記載された技能試験及び日本語試験の合格が必要です。</p> <p>○ また、1号特定技能外国人が従事する業務区分に応じ、本要領別表に記載された職種・作業の技能実習2号を良好に修了した者については上記の試験が免除されます。</p>
16	P.12	○4つ目	<p>○ なお、農業分野においては、特定技能2号での受入れを行うことはできません。</p>	<p>○ 2号特定技能外国人として農業分野の業務に従事する場合には、本要領別表に記載された技能試験の合格に加えて、以下の実務経験が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務区分：耕種農業全般（栽培管理、農産物の集出荷・選別等）及び当該業務に関する管理業務 <p>耕種農業の現場において複数の従業員を指導しながら作業に従事し、工程を管理する者としての2年以上の実務経験又は耕種農業の現場における3年以上の実務経験</p> <p>この場合の「複数の作業員を指導しながら作業に従事し、工程を管理する」とは、自然条件の変化に応じて自らの判断により農作業を行うとともに、2名以上の作業員を指導・監督し、作業工程を管理することを指し、指導を受ける作業員の国籍、職責は問いません。また、複数の作業員を指導する期間は必ずしも同一期間である必要はなく、繁忙期などの農業の特性により、管理業務に従事した期間のうち一部指導を行わない期間があっても差し支えありません。</p> <p>また、「耕種農業の現場における」実務とは、施</p>

				<p>設園芸、畑作・野菜、果樹等の耕種農業の現場において、自然条件の変化に応じて自らの判断により農作業に従事した経験を指します。</p> <p>・業務区分：畜産農業全般（飼養管理、畜産物の集出荷・選別等）及び当該業務に関する管理業務</p> <p>畜産農業の現場において複数の従業員を指導しながら作業に従事し、工程を管理する者としての2年以上の実務経験又は畜産農業の現場における3年以上の実務経験</p> <p>この場合の「複数の作業員を指導しながら作業に従事し、工程を管理する」とは、家畜の個体や畜舎環境の変化に応じて自らの判断により農作業を行うとともに、2名以上の作業員を指導・監督し、作業工程を管理することを指し、指導を受ける作業員の国籍、職責は問いません。また、複数の作業員を指導する期間は必ずしも同一期間である必要はなく、飼養衛生管理などの畜産の特性により、管理業務に従事した期間のうち一部指導を行わない期間があっても差し支えありません。</p> <p>また、「畜産農業の現場における」実務とは、養豚、養鶏、酪農等の畜産農業の現場において、家畜の個体や畜舎環境の変化に応じて自らの判断により農作業に従事した経験を指します。</p>
17	P.13	<p>第2 特定技能外国人が有すべき技能水準等</p> <p>【確認対象の書類】</p>	<p><試験合格者の場合></p> <p>○ 技能水準を証するものとして次のいずれか</p> <p>・ 農業技能測定試験（耕種農業全般）の合格証明書</p>	<p><特定技能1号の場合></p> <p>○ 試験合格者の場合</p> <p>・ 技能水準を証するものとして次のいずれか</p> <p>1号農業技能測定試験（耕種農業全般）の合格証</p>

			<p>の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業技能測定試験（畜産農業全般）の合格証明書の写し <p>○ 日本語能力を証するものとして次のいずれか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国際交流基金日本語基礎テストの合格証明書の写し ・ 日本語能力試験（N 4 以上）の合格証明書の写し <p>＊ただし、修了した技能実習 2 号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習 2 号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験（N 4 以上）のいずれの試験も免除されます。</p> <p><本要領別表に記載された職種・作業の技能実習 2 号修了者の場合></p> <p>○ 技能実習 2 号修了時の技能実習評価試験に合格している場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業技能評価試験（専門級）の実技試験の合格証明書の写し <p>○ 技能実習 2 号修了時の技能実習評価試験に合格していない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 技能実習生に関する評価調書（参考様式第 1 - 2 号） <p>＊詳細は「特定技能外国人受入れに関する運用要領」の「第 4 章第 1 節（3）技能水準に関するもの」を御参照ください。</p>	<p>明書の写し</p> <p>1 号農業技能測定試験（畜産農業全般）の合格証明書の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本語能力を証するものとして次のいずれか国際交流基金日本語基礎テストの合格証明書の写し <p>日本語能力試験（N 4 以上）の合格証明書の写し</p> <p>＊ただし、修了した技能実習 2 号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習 2 号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験（N 4 以上）のいずれの試験も免除されます。</p> <p>○ 本要領別表に記載された職種・作業の技能実習 2 号修了者の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 技能実習 2 号修了時の技能実習評価試験に合格している場合 <p>農業技能評価試験（専門級）の実技試験の合格証明書の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 技能実習 2 号修了時の技能実習評価試験に合格していない場合 <p>技能実習生に関する評価調書（参考様式第 1 - 2 号）</p> <p>＊詳細は「特定技能外国人受入れに関する運用要領」の「第 4 章第 1 節（3）技能水準に関するもの」を御参照ください。</p> <p><特定技能 2 号の場合></p> <p>○ 技能水準を証するものとして次のいずれか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2 号農業技能測定試験（耕種農業全般）の合格証
--	--	--	--	--

				<p>明書の写し</p> <p>・ 2号農業技能測定試験（畜産農業全般）の合格証明書の写し</p>
18	P.13	<p>第2 特定技能外国人が有すべき技能水準等</p> <p>【留意事項】</p>	<p>○ 技能実習2号を良好に修了したとして技能試験の合格等の免除を受けたい場合には、技能実習2号を良好に修了したことを証するものとして、技能実習2号修了時の農業技能評価試験（専門級）の実技試験の合格証明書の提出が必要です。</p> <p>○ 農業技能評価試験（専門級）の実技試験に合格していない場合（技能実習法施行前の旧制度の技能実習生を含む。）には、技能試験及び日本語能力試験を受験し合格するか、実習実施者が作成した技能等の修得等の状況を評価した文書の提出が必要です。</p>	<p><特定技能1号></p> <p>○ 技能実習2号を良好に修了したとして技能試験の合格等の免除を受けたい場合には、技能実習2号を良好に修了したことを証するものとして、技能実習2号修了時の農業技能評価試験（専門級）の実技試験の合格証明書の提出が必要です。</p> <p>○ 農業技能評価試験（専門級）の実技試験に合格していない場合（技能実習法施行前の旧制度の技能実習生を含む。）には、技能試験及び日本語能力試験を受験し合格するか、実習実施者が作成した技能等の修得等の状況を評価した文書の提出が必要です。</p> <p><特定技能2号></p> <p>○ 2号農業技能測定試験受験の際に、上記実務経験の有無を確認します。詳細は、試験実施機関へご確認ください。</p>
19	P.15	<p>第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準</p> <p>【関係規定】</p> <p>告示</p>	<p>農業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号及び第2項第7号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関（第1号にあっては、当該機関が法人である場合は、当該機関又はその業務を執行する役員）が次のいずれにも該当することとする。</p> <p>一 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行おうとする外国人を</p>	<p>農業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号及び第2項第7号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関（第1号にあっては、当該機関が法人である場合は、当該機関又はその業務を執行する役員）が次のいずれにも該当することとする。</p> <p>一 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号又は第2号に掲げる活動を行おうとす</p>

		<p>労働者派遣（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第2条第1号に規定する労働者派遣をいう。以下同じ。）の対象とするものではない場合にあつては、労働者を6月以上継続して雇用した経験又はこれに準ずる経験を有すること。</p> <p>二 出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行おうとする外国人を労働者派遣の対象とする場合にあつては、労働者を6月以上継続して雇用した経験を有する者又は派遣先責任者講習その他これに準ずる講習を受講した者を派遣先責任者（労働者派遣法第41条に規定する派遣先責任者をいう。）として選任している者に当該外国人に係る労働者派遣をすることとしていること。</p> <p>三 農林水産省が設置する農業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」という。）の構成員であること。ただし、特定技能外国人を受け入れていない場合にあつては、特定技能外国人を受け入れた日から4月以内に協議会の構成員となること。</p> <p>四 協議会が行う情報の提供、意見の聴取、現地調査その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。</p> <p>五 第2号に規定する場合にあつては、前号に規定する必要な協力を行う者に当該外国人に係る労働者派遣をすることとしていること。</p>	<p>る外国人を労働者派遣（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第2条第1号に規定する労働者派遣をいう。以下同じ。）の対象とするものではない場合にあつては、労働者を6月以上継続して雇用した経験又はこれに準ずる経験を有すること。</p> <p>二 出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号又は第2号に掲げる活動を行おうとする外国人を労働者派遣の対象とする場合にあつては、労働者を6月以上継続して雇用した経験を有する者又は派遣先責任者講習その他これに準ずる講習を受講した者を派遣先責任者（労働者派遣法第41条に規定する派遣先責任者をいう。）として選任している者に当該外国人に係る労働者派遣をすることとしていること。</p> <p>三 農林水産省が設置する農業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」という。）の構成員であること。ただし、特定技能外国人を受け入れていない場合にあつては、特定技能外国人を受け入れた日から4月以内に協議会の構成員となること。</p> <p>四 協議会が行う情報の提供、意見の聴取、調査その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。</p> <p>五 第2号に規定する場合にあつては、前号に規定する必要な協力を行う者に当該外国人に係る労働者派遣をすることとしていること。</p>
--	--	---	---

			<p>六 登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、第4号に規定する必要な協力を行う登録支援機関に委託していること。</p>	<p>六 登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、第4号に規定する必要な協力を行う登録支援機関に委託していること。</p> <p>七 特定技能雇用契約に基づき特定技能外国人を農業分野の実務に従事させたときは、当該特定技能外国人からの求めに応じ、当該特定技能外国人に対し、当該契約に係る実務経験を証明する書面（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）を交付し、又は提供すること。</p>
20	P.15	<p>第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準【労働者派遣事業者の要件(特定技能基準省令)】</p> <p>○1つ目</p>	<p>○ 農業分野において労働者派遣形態により1号特定技能外国人を受け入れることができる労働者派遣事業者は、特定技能基準省令第2条第1項第9号に定めるとおり、以下の①～④のいずれかに該当し、かつ、法務大臣が農林水産大臣と協議の上で適当であると認められる者になります。</p> <p>① 農業又は農業に関連する業務を行っている者であること</p> <p>② 地方公共団体又は①に掲げる者が資本金の過半数を出資していること</p> <p>③ 地方公共団体の職員又は①に掲げる者若しくはその役員若しくは職員が役員であることその他地方公共団体又は①に掲げる者が業務執行に実質的に関与していると認められる者であること</p> <p>④ 国家戦略特別区域法第16条の5第1項に規定する特定機関であること</p>	<p>○ 農業分野において労働者派遣形態により特定技能外国人を受け入れることができる労働者派遣事業者は、特定技能基準省令第2条第1項第9号に定めるとおり、以下の①～④のいずれかに該当し、かつ、法務大臣が農林水産大臣と協議の上で適当であると認められる者になります。</p> <p>① 農業又は農業に関連する業務を行っている者であること</p> <p>② 地方公共団体又は①に掲げる者が資本金の過半数を出資していること</p> <p>③ 地方公共団体の職員又は①に掲げる者若しくはその役員若しくは職員が役員であることその他地方公共団体又は①に掲げる者が業務執行に実質的に関与していると認められる者であること</p> <p>④ 国家戦略特別区域法第16条の5第1項に規定する特定機関であること</p>

21	P.16	○2つ目	<p>○ ①の「農業に関連する業務を行っている者」に当たり得るものとしては、例えば、農業協同組合、農業協同組合連合会、農業者が組織する事業協同組合等が想定されます。</p>	<p>○ ①の「農業を行っている者」とは、農業経営を行う者を指します。これに該当すると認められる場合としては、農業委員会等から発行された耕作証明書、営農証明書のほか、農畜産物の出荷に係る伝票や納品書の写し等が提出されていることが想定されます。また、「農業に関連する業務を行っている者」とは、農畜産物の集荷、加工、販売、営農・技術指導を行う生産者団体等を指し、これに当たり得るものとしては、例えば、農業協同組合、農業協同組合連合会、農業者が組織する事業協同組合等が想定されます。</p>
22	P.16	○4つ目	<p>○ ③の「業務執行に実質的に関与していると認められる」場合としては、例えば、当該事業者の業務方法書等において「地方公共団体の職員又は①に掲げる者若しくはその役員若しくは職員」が農業分野に関する業務の運営に指導や助言等を行うことにより関与することとされていること等が想定されます。</p>	<p>○ ③の「業務執行に実質的に関与していると認められる」場合としては、例えば、当該事業者の業務方法書等において「地方公共団体の職員又は①に掲げる者若しくはその役員若しくは職員」が農業分野に関する業務の運営に指導や助言等を行うことにより関与することとされていること等が想定されます。</p> <p>なお、農業分野において、労働者派遣形態により特定技能外国人を受け入れる限りにおいては、「業務執行に実質的に関与していると認められる者」は、継続して業務執行に実質的に関与しなければなりません（そうでない場合、労働者派遣事業者は、労働者派遣事業者としての該当性を失うことになります。）。</p>
23	P.16	○5つ目	<p>○ ④の「特定機関」は、「国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業における特定機関等に関する指針」（平成29年12月15日内閣総理大臣決定）第4</p>	<p>○ ④の「特定機関」は、「国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業における特定機関等に関する指針」（平成29年12月15日内閣総理大臣決定）第4</p>

			による特定機関の基準適合性についての確認を受けており、かつ、適正に外国人農業支援人材を派遣先農業経営体に派遣したことがある特定機関であることが必要です。	による特定機関の基準適合性についての確認を受けており、かつ、適正に外国人農業支援人材を派遣先農業経営体に派遣したことがある特定機関であることが必要です。なお、当該事業の終了をもって④の該当性を失うものではありません。
24	P.16	○6つ目	○ また、労働者派遣事業における派遣先の対象地域については派遣元責任者が日帰りで派遣労働者からの苦情の処理を行い得る地域とされていることが必要であるところ、労働者派遣形態による1号特定技能外国人の受入れについては、派遣先の対象地域が苦情処理を含めた外国人労働者の雇用管理を適切に行うことができる範囲となっていることが必要です。	○ また、労働者派遣事業における派遣先の対象地域については派遣元責任者が日帰りで派遣労働者からの苦情の処理を行い得る地域とされていることが必要であるところ、労働者派遣形態による特定技能外国人の受入れについては、派遣先の対象地域が苦情処理を含めた外国人労働者の雇用管理を適切に行うことができる範囲となっていることが必要です。
25	P.17	○7つ目	(新設)	○ なお、適正な在留管理を図る観点から、労働者派遣事業者として適当と認められる期間は3年間とし、当該期間が経過した場合には、改めて、その該当性について確認することとなります。
26	P.17	第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準 【農業分野の固有の基準(告示)】 [雇用経験等] ○1つ目	○ 農業者等が特定技能所属機関として1号特定技能外国人を直接雇用する場合、当該農業者等は、過去5年以内に同一の労働者(技能実習生を含む。)を少なくとも6か月以上継続して雇用した経験(法人の場合、業務を執行する役員が個人事業主として雇用した経験も含まれます。)又はこれに準ずる経験がなければなりません。	○ 農業者等が特定技能所属機関として特定技能外国人を直接雇用する場合、当該農業者等は、過去5年以内に同一の労働者(技能実習生を含む。)を少なくとも6か月以上継続して雇用した経験(法人の場合、業務を執行する役員が個人事業主として雇用した経験も含まれます。)又はこれに準ずる経験がなければなりません。
27	P.17	[農業特定技能協議会] ○1つ目	○ 初めて農業分野の特定技能外国人を受け入れた場合には、当該特定技能外国人の入国後4か月以内に、農林水産省が設置する農業分野における1号特定技能外国人の受入れに関する協議会(「農業特定	○ 初めて農業分野の特定技能外国人を受け入れた場合には、当該特定技能外国人の入国後4か月以内に、農林水産省が設置する農業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会(「農業特定技能

			技能協議会」)に加入し、加入後は農業特定技能協議会に対し、必要な協力を行うなどしなければなりません。	協議会」)に加入し、加入後は農業特定技能協議会に対し、必要な協力を行うなどしなければなりません。
28	P.18	○4つ目	(新設)	○ 特定技能外国人から農業分野に係る実務経験を証明する書面の交付を求められた場合は、当該機関における実務経験を証明する書面(電磁的記録を含む。)の交付又は提供をしなければならず、これを行わない場合は、基準に適合しないことから、特定技能外国人の受入れができません。
29	P.19	○7つ目 1 地域別 九州農政局経営・事業支援部経営支援課	九州農政局経営・事業支援部経営支援課 代表：096-211-9111 直通：096-300-6375 FAX：096-211-9825	九州農政局経営・事業支援部経営支援課 代表：096-211-9111 直通：096-300-6375 FAX：096-211-9912
30	P.19	2 本省	農林水産省 経営局 就農・女性課 雇用・労働グループ 代表：03-3502-8111 (内線 5203) 直通：03-6744-2162 FAX：03-3593-2612	農林水産省 経営局 就農・女性課 雇用・労働グループ 代表：03-3502-8111 (内線 5193) 直通：03-6744-2159 FAX：03-3593-2612
31	P.20	第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準 【確認対象の書類】 <労働者派遣の要件①に該当する場合>	○ 定款、登記事項証明書、有価証券報告書、営農証明書等、農業又は農業に関連する業務を行っていることが確認できる書類	○ 定款、登記事項証明書、有価証券報告書、営農証明書、耕作証明書、農畜産物の出荷に係る伝票や納品書の写し等、農業又は農業に関連する業務を行っていることが確認できる書類
32	P.21	第4 適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確	農業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号及び第2項第7号に規定する告示で定め	農業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号及び第2項第7号に規定する告示で定め

		<p>保に係る基準 【関係規定】 告示</p>	<p>る基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関（第1号にあっては、当該機関が法人である場合は、当該機関又はその業務を執行する役員）が次のいずれにも該当することとする。</p> <p>一 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行おうとする外国人を労働者派遣（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第2条第1号に規定する労働者派遣をいう。以下同じ。）の対象とするものではない場合にあつては、労働者を6月以上継続して雇用した経験又はこれに準ずる経験を有すること。</p> <p>二 出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行おうとする外国人を労働者派遣の対象とする場合にあつては、労働者を6月以上継続して雇用した経験を有する者又は派遣先責任者講習その他これに準ずる講習を受講した者を派遣先責任者（労働者派遣法第41条に規定する派遣先責任者をいう。）として選任している者に当該外国人に係る労働者派遣をすることとしていること。</p> <p>三 農林水産省が設置する農業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」という。）の構成員であること。ただし、特定技能外国人を受け入れていない場合にあつて</p>	<p>る基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関（第1号にあっては、当該機関が法人である場合は、当該機関又はその業務を執行する役員）が次のいずれにも該当することとする。</p> <p>一 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号又は第2号に掲げる活動を行おうとする外国人を労働者派遣（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第2条第1号に規定する労働者派遣をいう。以下同じ。）の対象とするものではない場合にあつては、労働者を6月以上継続して雇用した経験又はこれに準ずる経験を有すること。</p> <p>二 出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号又は第2号に掲げる活動を行おうとする外国人を労働者派遣の対象とする場合にあつては、労働者を6月以上継続して雇用した経験を有する者又は派遣先責任者講習その他これに準ずる講習を受講した者を派遣先責任者（労働者派遣法第41条に規定する派遣先責任者をいう。）として選任している者に当該外国人に係る労働者派遣をすることとしていること。</p> <p>三 農林水産省が設置する農業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」という。）の構成員であること。ただし、特定技能外国人を受け入れていない場合にあつて</p>
--	--	---------------------------------	--	--

			<p>は、特定技能外国人を受け入れた日から4月以内に協議会の構成員となること。</p> <p>四 協議会が行う情報の提供、意見の聴取、現地調査その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。</p> <p>五 第2号に規定する場合にあっては、前号に規定する必要な協力を行う者に当該外国人に係る労働者派遣をすることとしていること。</p> <p>六 登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、第4号に規定する必要な協力を行う登録支援機関に委託していること。</p>	<p>は、特定技能外国人を受け入れた日から4月以内に協議会の構成員となること。</p> <p>四 協議会が行う情報の提供、意見の聴取、調査その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。</p> <p>五 第2号に規定する場合にあっては、前号に規定する必要な協力を行う者に当該外国人に係る労働者派遣をすることとしていること。</p> <p>六 登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、第4号に規定する必要な協力を行う登録支援機関に委託していること。</p> <p>七 特定技能雇用契約に基づき特定技能外国人を農業分野の実務に従事させたときは、当該特定技能外国人からの求めに応じ、当該特定技能外国人に対し、当該契約に係る実務経験を証明する書面（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）を交付し、又は提供すること。</p>
--	--	--	---	--

33

別表

別表(農業)

別表(農業)

共通(特定技能1号-2号)	特定技能1号	特定技能1号		特定技能2号		
		技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等		試験免除等となる技能実習2号	
					職種	作業
【特定技能1号】 研修農業分野 (農林管理、畜産物の集出荷・選別等)	農業技能判定試験(研修農業全般)	国際交流基金日本語基礎テスト 日本語能力試験(N4以上)	研修農業	農林管理	/	
			農林管理	畜産管理		
【特定技能1号】 高度農業分野 (農林管理、畜産物の集出荷・選別等)	農業技能判定試験(高度農業全般)	国際交流基金日本語基礎テスト 日本語能力試験(N4以上)	高度農業	農林管理	/	
			畜産管理	畜産		

(注) 修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験(N4以上)のいずれの試験も免除されます。

別表(農業)

共通(特定技能1号-2号)	特定技能1号	特定技能1号		特定技能2号		
		技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等		試験免除等となる技能実習2号	
					職種	作業
【特定技能1号】 研修農業分野 (農林管理、畜産物の集出荷・選別等)	【研修農業】 特定技能の在留資格に係る制度の適用に関する申請書(在留申請書)について、申請5年以内の期間決定による認定書の交付が完了し、1ヵ年以上経過した日、下記に該当する試験に合格した場合は、研修農業技能判定試験(研修農業全般)に合格したものとみなす。	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	研修農業	農林管理	/	
			農林管理	畜産管理		
【特定技能1号】 高度農業分野 (農林管理、畜産物の集出荷・選別等)	【高度農業】 特定技能の在留資格に係る制度の適用に関する申請書(在留申請書)について、申請5年以内の期間決定による認定書の交付が完了し、1ヵ年以上経過した日、下記に該当する試験に合格した場合は、高度農業技能判定試験(高度農業全般)に合格したものとみなす。	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	高度農業	農林管理	/	
			畜産管理	畜産		

(注) 修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験(N4以上)のいずれの試験も免除されます。

(注) 特定技能2号については、技能試験の合格に加えて、実務経験要件(研修農業)又は高度農業の環境において複数の作業員を指揮しながら作業し、工程を管理する者としての2年以上の実務経験又は研修農業者又は高度農業の環境における3年以上の実務経験が課せられています。

34

分野
参考様式
第11-1号

分野参考様式第11-1号（特定技能所属機関：直接雇用）

農業分野において直接雇用形態で特定技能外国人の受入れを行う
特定技能所属機関に係る誓約書

出入国在留管理庁長官 殿

特定技能所属機関
氏名又は名称
住 所
特定技能外国人
氏 名
性 別
国 籍 ・ 地 域
生 年 月 日

記

農業分野における上記の特定技能外国人を受け入れるに当たり、以下の事項について誓約します。

【誓約事項】

- 1号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第1号に係るものに限る。）をもって在留する外国人をいう。）に従事させる業務が、耕種農業全般（栽培管理、農産物の集出荷・選別等）又は畜産農業全般（飼料管理、畜産物の集出荷・選別等）であること。
- 過去5年以内に同一の労働者を6か月以上継続して雇用した経験又はこれに準ずる経験を有すること（該当する項目を記入すること。）
 - ア 雇用経験が6か月以上ある場合
雇用した時期： 年 月 日 ～ 年 月 日
イ 法人として雇用経験が6か月以上ある場合、業務を執行する役員が個人事業主として業務を執行する役員の氏名：
雇用した時期： 年 月 日 ～ 年 月 日
 - ② これに準ずる経験（労務管理の経験）がある場合（①の条件を満たしていない場合）
労務管理の経験のある者（※）の氏名：
労務管理に従事した時期： 年 月 日 ～ 年 月 日
労務管理をした機関名：
※法人の場合は業務を執行する役員に限る。
- 次のいずれかに該当すること（該当する項目を丸で囲むこと）。
 - ① 農林水産省が設置する農業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「農業特定技能協議会」という。）の構成員であること。
 - ② 今までに特定技能外国人を受け入れていない場合、特定技能外国人を受け入れた後4か月以内に農業特定技能協議会の構成員となること。
- 農業特定技能協議会が行う情報の提供、意見の聴取、現地調査その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。
- 登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、4に規定する必要な協力を行う登録支援機関に委託していること。

（注1）誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。

分野参考様式第11-1号（特定技能所属機関：直接雇用）

農業分野において直接雇用形態で特定技能外国人の受入れを行う
特定技能所属機関に係る誓約書

出入国在留管理庁長官 殿

特定技能所属機関
氏名又は名称
住 所
特定技能外国人
氏 名
性 別
国 籍 ・ 地 域
生 年 月 日

記

農業分野における上記の特定技能外国人を受け入れるに当たり、以下の事項について誓約します。

【誓約事項】

- 1号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第1号に係るものに限る。）をもって在留する外国人をいう。）に従事させる業務が、耕種農業全般（栽培管理、農産物の集出荷・選別等）又は畜産農業全般（飼料管理、畜産物の集出荷・選別等）及び当該業務に関する管理業務であること。
- 2号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第2号に係るものに限る。）をもって在留する外国人をいう。）に従事させる業務が、耕種農業全般（栽培管理、農産物の集出荷・選別等）又は畜産農業全般（飼料管理、畜産物の集出荷・選別等）及び当該業務に関する管理業務であること。
- 過去5年以内に同一の労働者を6か月以上継続して雇用した経験又はこれに準ずる経験を有すること（該当する項目を記入すること。）
 - ① ア 雇用経験が6か月以上ある場合
雇用した時期： 年 月 日 ～ 年 月 日
イ 法人として雇用経験が6か月以上ある場合、業務を執行する役員が個人事業主として業務を執行する役員の氏名：
雇用した時期： 年 月 日 ～ 年 月 日
 - ② これに準ずる経験（労務管理の経験）がある場合（①の条件を満たしていない場合）
労務管理の経験のある者（※）の氏名：
労務管理に従事した時期： 年 月 日 ～ 年 月 日
労務管理をした機関名：
※法人の場合は業務を執行する役員に限る。
- 次のいずれかに該当すること（該当する項目を丸で囲むこと）。
 - ① 農林水産省が設置する農業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「農業特定技能協議会」という。）の構成員であること。
 - ② 今までに特定技能外国人を受け入れていない場合、特定技能外国人を受け入れた後4か月以内に農業特定技能協議会の構成員となること。
- 農業特定技能協議会が行う情報の提供、意見の聴取、調査その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。
- 登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、5に規定

			<p>(注2) 3①に該当する場合、農業特定技能協議会の構成員であることを確認できる書類を添付すること。</p> <p>作成年月日 年 月 日</p> <p>作成責任者</p>	<p>する必要な協力を行う登録支援機関に委託していること。</p> <p>7 特定技能外国人からの求めに応じ、実務経験を証明する書面（電磁的記録を含む。）を交付し、又は提供すること。</p> <p>(注1) 誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。</p> <p>(注2) 4①に該当する場合、農業特定技能協議会の構成員であることを確認できる書類を添付すること。</p> <p>作成年月日 年 月 日</p> <p>作成責任者</p>
--	--	--	---	---

35

分野
参考様式
第11-2号

分野参考様式第11-2号（派遣先事業者）

派遣先事業者誓約書

特定技能所属機関 宛

派遣先事業者
氏名又は名称
所在地

記

農業分野における特定技能外国人の労働者派遣を受けるに当たり、以下の事項について誓約します。

【誓約事項】

- 1号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第1号に係るものに限る。）をもって在留する外国人をいう。）に従事させる業務が、耕種農業全般（栽培管理、農産物の集出荷・選別等）又は畜産農業全般（飼料管理、畜産物の集出荷・選別等）であること。
- 次のいずれかに該当する者であること（該当する項目を丸で囲むこと）。
 - ① 過去5年以内に同一の労働者を6か月以上継続して雇用した経験がある者
（雇用した時期： 年 月 日～ 年 月 日）
 - ② 派遣先責任者講習その他これに準ずる講習を受講した者を派遣先責任者として選任している者
（講習の名称： 年 月 日
受講した場所： ）
- 農業特定技能協議会が行う情報の提供、意見の聴取、現地調査その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。
- 次のいずれにも該当する者であること。
 - ① 労働、社会保険及び租税に関する法令の規定を遵守していること。
 - ② 特定技能雇用契約の締結の日前1年以内又はその締結の日以後に、特定技能雇用契約において外国人が従事することとされている業務と同種の業務に従事していた労働者（次に掲げる者を除く。）を離職させていないこと。
 - イ 定年その他これに準ずる理由により退職した者
 - ロ 自己の責めに帰すべき重大な理由により解雇された者
 - ハ 期間の定めのある労働契約（以下「有期労働契約」という。）の期間満了時に当該有期労働契約を更新しないことにより当該有期労働契約を終了（労働者が当該有期労働契約の更新の申込みをした場合又は当該有期労働契約の期間満了後遅滞なく有期労働契約の締結の申込みをした場合であつて、当該有期労働契約の相手方である特定技能所属機関が当該労働者の責めに帰すべき重大な理由その他正当な理由により当該申込みを拒絶することにより当該有期労働契約を終了させた場合に限る。）された者
 - ニ 自発的に離職した者
 - ③ 特定技能雇用契約の締結の日前1年以内又はその締結の日以後に、当該特定技能雇用契約の相手方である特定技能所属機関の責めに帰すべき事由により外国人の行方不明者を生じさせていないこと。
- ④ 次のいずれにも該当しないこと。
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
 - ロ 次に掲げる規定又はこれらの規定に基づく命令の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
 - (1) 労働基準法第117条（船員職業安定法第89条第1項又は労働者派遣法第44条第1項の規定により適用される場合を含む。）、第118条第1項（労働基準法第6条及び第56条の規定に係る部分に限る。）、第119条（同法第16条、第17条、第18条第1項及び第37条の規定に係る部分に限る。）及び第120条（同法第18条第7項及び第23条から第27条までの規定に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第121条の規定
 - (2) 船員法（昭和22年法律第100号）第129条（同法第85条第1項の規定に係る部分に限る。）

分野参考様式第11-2号（派遣先事業者）

派遣先事業者誓約書

特定技能所属機関 宛

派遣先事業者
氏名又は名称
所在地

記

農業分野における特定技能外国人の労働者派遣を受けるに当たり、以下の事項について誓約します。

【誓約事項】

- 1号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第1号に係るものに限る。）をもって在留する外国人をいう。）に従事させる業務が、耕種農業全般（栽培管理、農産物の集出荷・選別等）又は畜産農業全般（飼料管理、畜産物の集出荷・選別等）であること。
- 2号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第2号に係るものに限る。）をもって在留する外国人をいう。）に従事させる業務が、耕種農業全般（栽培管理、農産物の集出荷・選別等）又は畜産農業全般（飼料管理、畜産物の集出荷・選別等）及び当該業務に関する管理業務であること。
- 次のいずれかに該当する者であること（該当する項目を丸で囲むこと）。
 - ① 過去5年以内に同一の労働者を6か月以上継続して雇用した経験がある者
（雇用した時期： 年 月 日～ 年 月 日）
 - ② 派遣先責任者講習その他これに準ずる講習を受講した者を派遣先責任者として選任している者
（講習の名称： 年 月 日
受講した場所： ）
- 農業特定技能協議会が行う情報の提供、意見の聴取、調査その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。
- 次のいずれにも該当する者であること。
 - ① 労働、社会保険及び租税に関する法令の規定を遵守していること。
 - ② 特定技能雇用契約の締結の日前1年以内又はその締結の日以後に、特定技能雇用契約において外国人が従事することとされている業務と同種の業務に従事していた労働者（次に掲げる者を除く。）を離職させていないこと。
 - イ 定年その他これに準ずる理由により退職した者
 - ロ 自己の責めに帰すべき重大な理由により解雇された者
 - ハ 期間の定めのある労働契約（以下「有期労働契約」という。）の期間満了時に当該有期労働契約を更新しないことにより当該有期労働契約を終了（労働者が当該有期労働契約の更新の申込みをした場合又は当該有期労働契約の期間満了後遅滞なく有期労働契約の締結の申込みをした場合であつて、当該有期労働契約の相手方である特定技能所属機関が当該労働者の責めに帰すべき重大な理由その他正当な理由により当該申込みを拒絶することにより当該有期労働契約を終了させた場合に限る。）された者
 - ニ 自発的に離職した者
 - ③ 特定技能雇用契約の締結の日前1年以内又はその締結の日以後に、当該特定技能雇用契約の相手方である特定技能所属機関の責めに帰すべき事由により外国人の行方不明者を生じさせていないこと。
- ④ 次のいずれにも該当しないこと。
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
 - ロ 次に掲げる規定又はこれらの規定に基づく命令の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
 - (1) 労働基準法第117条（船員職業安定法第89条第1項又は労働者派遣法第44条第1項の

			<p>る。)第130条(同法第33条、第34条第1項、第35条、第45条及び第66条(同法第88条の2の第4項及び第5項並びに第88条の3第4項において準用する場合を含む。))の規定に係る部分に限る。)及び第131条(第1号(同法第53条第1項及び第2項、第54条、第56条並びに第58条第1項の規定に係る部分に限る。))及び第3号に係る部分に限る。)の規定並びにこれらの規定に係る同法第135条第1項の規定(これらの規定が船員職業安定法第92条第1項の規定により適用される場合を含む。)</p> <p>(3) 職業安定法(昭和22年法律第141号)第63条、第64条、第65条(第1号を除く。)</p> <p>(4) 及び第66条の規定並びにこれらの規定に係る同法第67条の規定</p> <p>(5) 法第71条の3、第71条の4、第73条の2、第73条の4から第74条の6の3まで、第74条の8及び第76条の2の規定</p> <p>(6) 最低賃金法(昭和34年法律第137号)第40条の規定及び同条の規定に係る同法第42条の規定</p> <p>(7) 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実に関する法律(昭和41年法律第132号)第40条第1項(第2号に係る部分に限る。))の規定及び当該規定に係る同条第2項の規定</p> <p>(8) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和51年法律第33号)第49条、第50条及び第51条(第2号及び第3号を除く。))の規定並びにこれらの規定に係る同法第52条の規定</p> <p>(9) 賃金の支払の確保等に関する法律(昭和51年法律第34号)第18条の規定及び同条の規定に係る同法第20条の規定</p> <p>(10) 労働者派遣法第58条から第62条までの規定</p> <p>(11) 港湾労働法(昭和63年法律第40号)第48条、第49条(第1号を除く。))及び第51条(第2号及び第3号に係る部分に限る。))の規定並びにこれらの規定に係る同法第52条の規定</p> <p>(12) 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用の改善の促進に関する法律(平成3年法律第57号)第19条、第20条及び第21条(第3号を除く。))の規定並びにこれらの規定に係る同法第22条の規定</p> <p>(13) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第62条から第65条までの規定</p> <p>(14) 林業労働力の確保の促進に関する法律(平成8年法律第45号)第32条、第33条及び第34条(第3号を除く。))の規定並びにこれらの規定に係る同法第35条の規定</p> <p>(15) 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成28年法律第89号、以下「技能実習法」という。))第108条、第109条、第110条(同法第44条の規定に係る部分に限る。))、第111条(第1号を除く。))及び第112条(第1号(同法第35条第1項の規定に係る部分に限る。))及び第6号から第11号までに係る部分に限る。))の規定並びにこれらの規定に係る同法第113条の規定</p> <p>(16) 労働者派遣法第44条第4項の規定により適用される労働基準法第118条、第119条及び第121条の規定、船員職業安定法第89条第7項の規定により適用される船員法第129条から第131条までの規定並びに労働者派遣法第45条第7項の規定により適用される労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第119条及び第122条の規定</p> <p>ハ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)の規定(同法第50条(第2号に係る部分に限る。))及び第52条の規定を除く。))により、又は刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第209条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくはは暴力行為等処罰に関する法律(大正15年法律第60号)の罪を犯したることにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者</p> <p>ニ 健康保険法(大正11年法律第70号)第208条、第213条の2若しくは第214条第1項、船員保険法(昭和14年法律第73号)第156条、第159条若しくは第160条第1項、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第51条前段若しくは第54条第1項(同法第51条前段の規定に係る部分に限る。))、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第102条、第103条の2若しくは第104条第1項(同法第102条又は第103条の2の規定に係る部分に限る。))、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)第46条前段若しくは第48条第1項(同法第46条前段の規定に係る部分に限る。))又は雇用保険法(昭和49年法律第116号)第83条若しくは第86条(同法第83条の規定に係る部分に限る。))の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者</p> <p>ホ 精神の機能の障害により特定技能雇用契約の履行を適性に行うに当たっての必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができぬ者</p> <p>ヘ 破産手続開始の決定を受けて復讐を得ない者</p> <p>ト 技能実習法第16条第1項の規定により実習認定を取り消され、当該取消の日から起算して5年を経過しない者</p> <p>チ 技能実習法第16条第1項の規定により実習認定を取り消された者が法人である場合(同項第3号の規定により実習認定を取り消された場合については、当該法人がロ又はニに規定する者に</p>	<p>規定により適用される場合を含む。))、第118条第1項(労働基準法第6条及び第56条の規定に係る部分に限る。))、第119条(同法第16条、第17条、第18条第1項及び第37条の規定に係る部分に限る。))及び第120条(同法第18条第7項及び第23条から第27条までの規定に係る部分に限る。))の規定並びにこれらの規定に係る同法第121条の規定</p> <p>(2) 船員法(昭和22年法律第100号)第129条(同法第5条第1項の規定に係る部分に限る。))第130条(同法第33条、第34条第1項、第35条、第45条及び第66条(同法第88条の2の第4項及び第5項並びに第88条の3第4項において準用する場合を含む。))の規定に係る部分に限る。))及び第131条(第1号(同法第53条第1項及び第2項、第54条、第56条並びに第58条第1項の規定に係る部分に限る。))及び第3号に係る部分に限る。))の規定並びにこれらの規定に係る同法第135条第1項の規定(これらの規定が船員職業安定法第92条第1項の規定により適用される場合を含む。))</p> <p>(3) 職業安定法(昭和22年法律第141号)第63条、第64条、第65条(第1号を除く。)</p> <p>(4) 及び第66条の規定並びにこれらの規定に係る同法第67条の規定</p> <p>(5) 法第71条の3、第71条の4、第73条の2、第73条の4から第74条の6の3まで、第74条の8及び第76条の2の規定</p> <p>(6) 最低賃金法(昭和34年法律第137号)第40条の規定及び同条の規定に係る同法第42条の規定</p> <p>(7) 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実に関する法律(昭和41年法律第132号)第40条第1項(第2号に係る部分に限る。))の規定及び当該規定に係る同条第2項の規定</p> <p>(8) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和51年法律第33号)第49条、第50条及び第51条(第2号及び第3号を除く。))の規定並びにこれらの規定に係る同法第52条の規定</p> <p>(9) 賃金の支払の確保等に関する法律(昭和51年法律第34号)第18条の規定及び同条の規定に係る同法第20条の規定</p> <p>(10) 労働者派遣法第58条から第62条までの規定</p> <p>(11) 港湾労働法(昭和63年法律第40号)第48条、第49条(第1号を除く。))及び第51条(第2号及び第3号に係る部分に限る。))の規定並びにこれらの規定に係る同法第52条の規定</p> <p>(12) 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用の改善の促進に関する法律(平成3年法律第57号)第19条、第20条及び第21条(第3号を除く。))の規定並びにこれらの規定に係る同法第22条の規定</p> <p>(13) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第62条から第65条までの規定</p> <p>(14) 林業労働力の確保の促進に関する法律(平成8年法律第45号)第32条、第33条及び第34条(第3号を除く。))の規定並びにこれらの規定に係る同法第35条の規定</p> <p>(15) 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成28年法律第89号、以下「技能実習法」という。))第108条、第109条、第110条(同法第44条の規定に係る部分に限る。))、第111条(第1号を除く。))及び第112条(第1号(同法第35条第1項の規定に係る部分に限る。))及び第6号から第11号までに係る部分に限る。))の規定並びにこれらの規定に係る同法第113条の規定</p> <p>(16) 労働者派遣法第44条第4項の規定により適用される労働基準法第118条、第119条及び第121条の規定、船員職業安定法第89条第7項の規定により適用される船員法第129条から第131条までの規定並びに労働者派遣法第45条第7項の規定により適用される労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第119条及び第122条の規定</p> <p>ハ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)の規定(同法第50条(第2号に係る部分に限る。))及び第52条の規定を除く。))により、又は刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第209条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくはは暴力行為等処罰に関する法律(大正15年法律第60号)の罪を犯したることにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者</p> <p>ニ 健康保険法(大正11年法律第70号)第208条、第213条の2若しくは第214条第1項、船員保険法(昭和14年法律第73号)第156条、第159条若しくは第160条第1項、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第51条前段若しくは第54条第1項(同法第51条前段の規定に係る部分に限る。))、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第102条、第103条の2若しくは第104条第1項(同法第102条又は第103条の2の規定に係る部分に限る。))、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)第46条前段若しくは第48条第1項(同法第46条前段の規定に係る部分に限る。))又は雇用保険法(昭和49年法律第116号)第83条若しくは第86条(同法第83条の規定に係る部分に限る。))の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者</p> <p>ホ 精神の機能の障害により特定技能雇用契約の履行を適性に行うに当たっての必要な認知、判断</p>
--	--	--	--	---

			<p>該当することとなったことによる場合に限り、)において、当該取消しの処分を受ける原因となった事項が発生した当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役員又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役員又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。アにおいて同じ。)であった者で、当該取消しの日から起算して5年を経過しないもの</p> <p>リ 特定技能雇用契約の締結の前5年以内又はその締結の日以後に、次に掲げる行為その他の出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者</p> <p>① 外国人に対して暴行し、脅迫し又は監禁する行為</p> <p>② 外国人の旅券又は在留カードを取り上げる行為</p> <p>③ 外国人に支給する手当又は報酬の一部又は全部を支払わない行為</p> <p>④ 外国人の外出その他私生活の自由を不当に制限する行為</p> <p>⑤ ①から④までに掲げるもののほか、外国人の人権を著しく侵害する行為</p> <p>⑥ 外国人に係る出入国又は労働に関する法令に関し行われた不正又は著しく不当な行為に関する事実を隠蔽する目的又はその事業活動に関し外国人に法第3章第1節若しくは第2節の規定による証明書の交付、上陸許可の証明若しくは許可、同章第4節の規定による上陸の許可若しくは法第4章第1節若しくは第2節若しくは第5章第3節の規定による許可を受けさせる目的で、偽造若しくは変造された文書若しくは図画若しくは虚偽の文書若しくは図画を行使し、又は提供する行為</p> <p>⑦ 特定技能雇用契約に基づく当該外国人の本邦における活動に関連して、保証金の徴収若しくは財産の管理又は当該特定技能雇用契約の不履行に係る違約金を定める契約その他不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結する行為</p> <p>⑧ 外国人若しくはその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該外国人と社会生活において密接な関係を有する者との間で、特定技能雇用契約に基づく当該外国人の本邦における活動に関連して、保証金の徴収その他名目のいかなるかを問わず金銭その他の財産の管理をする者若しくは当該特定技能雇用契約の不履行について違約金を定める契約その他の財産の管理をする者若しくは当該特定技能雇用契約を締結した者又はこれらの行為をしようとする者からの紹介を受けて、当該外国人と当該特定技能雇用契約を締結する行為</p> <p>⑨ 法第19条の18の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をする行為</p> <p>⑩ 法第19条の20第1項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避する行為</p> <p>⑪ 法第19条の21第1項の規定による処分を違反する行為</p> <p>ヌ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)</p> <p>ル 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人がイからヌまで又はアのいずれかに該当するもの</p> <p>ロ 法人であって、その役員のうちイからルまでのいずれかに該当する者があるもの</p> <p>ワ 暴力団員等がその事業活動を支配する者</p> <p>(注) 誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨当該分野を所管する関係行政機関の長及び特定技能所属機関に対し、報告を行うこと。</p> <p>作成年月日 年 月 日</p> <p>作成責任者</p>	<p>及び意思疎通を適切に行うことができない者</p> <p>ハ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>ト 技能実習法第16条第1項の規定により実習認定を取り消され、当該取消しの日から起算して5年を経過しない者</p> <p>チ 技能実習法第16条第1項の規定により実習認定を取り消された者が法人である場合(同項第3号の規定により実習認定を取り消された場合については、当該法人がロ又はニに規定する者に該当することとなったことによる場合に限り、)において、当該取消しの処分を受ける原因となった事項が発生した当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役員又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役員又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。アにおいて同じ。)であった者で、当該取消しの日から起算して5年を経過しないもの</p> <p>リ 特定技能雇用契約の締結の前5年以内又はその締結の日以後に、次に掲げる行為その他の出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者</p> <p>① 外国人に対して暴行し、脅迫し又は監禁する行為</p> <p>② 外国人の旅券又は在留カードを取り上げる行為</p> <p>③ 外国人に支給する手当又は報酬の一部又は全部を支払わない行為</p> <p>④ 外国人の外出その他私生活の自由を不当に制限する行為</p> <p>⑤ ①から④までに掲げるもののほか、外国人の人権を著しく侵害する行為</p> <p>⑥ 外国人に係る出入国又は労働に関する法令に関し行われた不正又は著しく不当な行為に関する事実を隠蔽する目的又はその事業活動に関し外国人に法第3章第1節若しくは第2節の規定による証明書の交付、上陸許可の証明若しくは許可、同章第4節の規定による上陸の許可若しくは法第4章第1節若しくは第2節若しくは第5章第3節の規定による許可を受けさせる目的で、偽造若しくは変造された文書若しくは図画若しくは虚偽の文書若しくは図画を行使し、又は提供する行為</p> <p>⑦ 特定技能雇用契約に基づく当該外国人の本邦における活動に関連して、保証金の徴収若しくは財産の管理又は当該特定技能雇用契約の不履行に係る違約金を定める契約その他不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結する行為</p> <p>⑧ 外国人若しくはその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該外国人と社会生活において密接な関係を有する者との間で、特定技能雇用契約に基づく当該外国人の本邦における活動に関連して、保証金の徴収その他名目のいかなるかを問わず金銭その他の財産の管理をする者若しくは当該特定技能雇用契約の不履行について違約金を定める契約その他の財産の管理をする者若しくは当該特定技能雇用契約を締結した者又はこれらの行為をしようとする者からの紹介を受けて、当該外国人と当該特定技能雇用契約を締結する行為</p> <p>⑨ 法第19条の18の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をする行為</p> <p>⑩ 法第19条の20第1項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避する行為</p> <p>⑪ 法第19条の21第1項の規定による処分を違反する行為</p> <p>ヌ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)</p> <p>ル 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人がイからヌまで又はアのいずれかに該当するもの</p> <p>ロ 法人であって、その役員のうちイからルまでのいずれかに該当する者があるもの</p> <p>ワ 暴力団員等がその事業活動を支配する者</p> <p>(注) 誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨当該分野を所管する関係行政機関の長及び特定技能所属機関に対し、報告を行うこと。</p> <p>作成年月日 年 月 日</p> <p>作成責任者</p>
--	--	--	--	---

分野
参考様式
第11-3号

分野参考様式第11-3号（特定技能所属機関：派遣形態）

農業分野において派遣形態で特定技能外国人の受入れを行う
特定技能所属機関に係る誓約書

出入国在留管理庁長官 殿

特定技能所属機関
氏名又は名称
住 所
特定技能外国人
氏 名
性 別
国 籍 ・ 地 域
生 年 月 日

記

農業分野における上記の特定技能外国人を受け入れるに当たり、以下の事項について誓約します。

【誓約事項】

1 次のいずれかに該当すること（該当する項目を丸で囲むこと）。

- ① 農業分野に係る業務又はこれに関連する業務を行っている者であること。
- ② 地方公共団体又は①に掲げる者が資本金の過半数を出資していること。
- ③ 地方公共団体の職員又は①に掲げる者若しくはその役員若しくは職員が役員であることその他地方公共団体又は①に掲げる者が業務執行に実質的に関与していると認められる者であること。
- ④ 国家戦略特別区域法第16条の5第1項に規定する特定機関であること。

【農業支援外国人材の受入れ実績】

- ①受入れ開始日（ 年 月 日）
- ②受入れ人数（ 人）

2 特定技能基準省令2条1項第1号から第4号までのいずれにも該当する者に当該外国人に係る労働者派遣をすることとしていること。

3 過去5年以内に同一の労働者を6か月以上継続して雇用した経験を有する者又は派遣先責任者講習その他これに準ずる講習を受講した者を派遣先責任者（労働者派遣法第41条に規定する派遣先責任者をいう。）として選任している者に当該外国人に係る労働者派遣をすることとしていること。

4 次のいずれかに該当すること（該当する項目を丸で囲むこと）。

- ① 農林水産省が設置する農業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「農業特定技能協議会」という。）の構成員であること。
- ② 今までに特定技能外国人を受け入れていない場合、特定技能外国人を受け入れた後4か月以内に農業特定技能協議会の構成員となること。

分野参考様式第11-3号（特定技能所属機関：派遣形態）

農業分野において派遣形態で特定技能外国人の受入れを行う
特定技能所属機関に係る誓約書

出入国在留管理庁長官 殿

特定技能所属機関
氏名又は名称
住 所
特定技能外国人
氏 名
性 別
国 籍 ・ 地 域
生 年 月 日

記

農業分野における上記の特定技能外国人を受け入れるに当たり、以下の事項について誓約します。

【誓約事項】

1 次のいずれかに該当すること（該当する項目を丸で囲むこと）。

- ① 農業分野に係る業務又はこれに関連する業務を行っている者であること。
- ② 地方公共団体又は①に掲げる者が資本金の過半数を出資していること。
- ③ 地方公共団体の職員又は①に掲げる者若しくはその役員若しくは職員が役員であることその他地方公共団体又は①に掲げる者が業務執行に実質的に関与していると認められる者であること。
- ④ 国家戦略特別区域法第16条の5第1項に規定する特定機関であること。

【農業支援外国人材の受入れ実績】

- ①受入れ開始日（ 年 月 日）
- ②受入れ人数（ 人）

2 特定技能基準省令2条1項第1号から第4号までのいずれにも該当する者に当該外国人に係る労働者派遣をすることとしていること。

3 過去5年以内に同一の労働者を6か月以上継続して雇用した経験を有する者又は派遣先責任者講習その他これに準ずる講習を受講した者を派遣先責任者（労働者派遣法第41条に規定する派遣先責任者をいう。）として選任している者に当該外国人に係る労働者派遣をすることとしていること。

4 次のいずれかに該当すること（該当する項目を丸で囲むこと）。

- ① 農林水産省が設置する農業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「農業特定技能協議会」という。）の構成員であること。
- ② 今までに特定技能外国人を受け入れていない場合、特定技能外国人を受け入れた後4か月以内に農業特定技能協議会の構成員となること。

			<div data-bbox="763 172 1361 368" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>5 農業特定技能協議会が行う情報の提供、意見の聴取、現地調査その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。</p> <p>6 5に規定する必要な協力を行う者に当該外国人に係る労働者派遣をすることとしていること。</p> <p>7 登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、5に規定する必要な協力を行う登録支援機関に委託していること。</p> </div> <p>(注1) 誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。</p> <p>(注2) 添付書類として次の書類を提出すること。</p> <p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働者派遣事業許可証の写し ・4④に該当する場合、農業特定技能協議会の構成員であることを確認できる書類 <p>【1①に該当する事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定款、登記事項証明書、有価証券報告書、営農証明書等、農業又は農業に関連する業務を行っていることが確認できる書類 <p>【1②に該当する事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有価証券報告書、株主名簿の写し等資本金の出資者を明らかにする書類 <p>【1③に該当する事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役員名簿等、地方公共団体の職員又は①に掲げる者若しくはその役員若しくは職員が役員であることが確認できる書類又は業務方法書、組織体制図等、地方公共団体又は①に掲げる者が業務執行に実質的に関与していることが確認できる書類 <p>【1④に該当する事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定機関基準適合通知書の写し ・派遣契約書の写し、巡回指導・監査の結果報告書の写し等、適正に外国人農業支援人材を派遣したことがあることが確認できる書類 <p style="text-align: right;">作成年月日 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">作成責任者</p>	<div data-bbox="1496 172 2094 432" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>5 農業特定技能協議会が行う情報の提供、意見の聴取、調査その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。</p> <p>6 5に規定する必要な協力を行う者に当該外国人に係る労働者派遣をすることとしていること。</p> <p>7 登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、5に規定する必要な協力を行う登録支援機関に委託していること。</p> <p>8 特定技能外国人からの求めに応じ、実務経験を証明する書面（電磁的記録を含む。）を交付し、又は提供すること。</p> </div> <p>(注1) 誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。</p> <p>(注2) 添付書類として次の書類を提出すること。</p> <p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働者派遣事業許可証の写し ・4④に該当する場合、農業特定技能協議会の構成員であることを確認できる書類 <p>【1①に該当する事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定款、登記事項証明書、有価証券報告書、営農証明書、耕作証明書、農畜産物の出荷に係る伝票や納品書の写し等、農業又は農業に関連する業務を行っていることが確認できる書類 <p>【1②に該当する事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有価証券報告書、株主名簿の写し等資本金の出資者を明らかにする書類 <p>【1③に該当する事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役員名簿等、地方公共団体の職員又は①に掲げる者若しくはその役員若しくは職員が役員であることが確認できる書類又は業務方法書、組織体制図等、地方公共団体又は①に掲げる者が業務執行に実質的に関与していることが確認できる書類 <p>【1④に該当する事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定機関基準適合通知書の写し ・派遣契約書の写し、巡回指導・監査の結果報告書の写し等、適正に外国人農業支援人材を派遣したことがあることが確認できる書類 <p style="text-align: right;">作成年月日 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">作成責任者</p>
--	--	--	--	---

37

分野
参考様式
第11-4号

分野参考様式第11-4号（登録支援機関）

登録支援機関誓約書

出入国在留管理庁長官 殿

登録支援機関

氏名又は名称

住 所

特定技能所属機関

氏名又は名称

住 所

特定技能外国人

氏 名

性 別

国 籍 ・ 地 域

生 年 月 日

記

農業分野における上記の特定技能所属機関が雇用する特定技能外国人に係る1号特定技能外国人支援計画の実施の委託を受けるに当たり、以下の事項について誓約します。

【誓約事項】

農林水産省が設置する農業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会が行う情報の提供、意見の聴取、現地調査その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。

(注) 誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨当該分野を所管する関係行政機関の長及び特定技能所属機関に対し、報告を行うこと。

作成年月日 年 月 日

作成責任者

分野参考様式第11-4号（登録支援機関）

登録支援機関誓約書

出入国在留管理庁長官 殿

登録支援機関

氏名又は名称

住 所

特定技能所属機関

氏名又は名称

住 所

特定技能外国人

氏 名

性 別

国 籍 ・ 地 域

生 年 月 日

記

農業分野における上記の特定技能所属機関が雇用する特定技能外国人に係る1号特定技能外国人支援計画の実施の委託を受けるに当たり、以下の事項について誓約します。

【誓約事項】

農林水産省が設置する農業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会が行う情報の提供、意見の聴取、調査その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。

(注) 誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨当該分野を所管する関係行政機関の長及び特定技能所属機関に対し、報告を行うこと。

作成年月日 年 月 日

作成責任者